

# 会 議 録

## 藤沢市子ども・子育て会議

### 令和元年度第1回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会

開催日時 2019年（令和元年）8月21日（水）9：01～10：26  
開催場所 本庁舎3階 会議室3-1  
出席者 委員 8名 梶ヶ谷委員、齋藤（勤）委員、榊居委員、山下委員  
竹村委員、増田委員、御室委員、早田委員  
事務局3名 子育て企画課 吉原、小島、和田  
欠席者 委員 2名

#### 内 容

- 1 開会
- 2 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料1】
- 3 その他  
(1) 要領の一部改正について【資料2】  
(2) その他
- 4 閉会

## 1 開 会

### ○事務局

- ・出席状況の確認（委員11名中、8名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1・2）
- ・計画策定の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

### <委員の自己紹介>

### ○梶ヶ谷委員

おはようございます。公益財団法人藤沢市みらい創造財団、青少年事業部参事の梶ヶ谷と申します。

私どもは主に児童クラブを運営しておりますので、この会議では、その部分でご意見を言うことができたらと思っております。よろしく願いいたします。

### ○早田委員

私は、市民公募として応募させていただきました早田と申します。よろしく願いいたします。

今まで、学校のニート、フリーター等の就労支援、それから子育て支援という形で就労支援をさせていただいておりました。その中でいろいろと気づいた問題点もございますので、それが少しでもお役に立てればと思います。よろしく願いいたします。

### ○榊居委員

藤沢市民間保育園園長会から参りました高谷保育園園長の榊居と申します。

今回、この部会とともに共有計画策定の部会にも参加させていただいて、全体の流れを把握しながら、少しでもよい計画、よい市の施策になるように私も一生懸命させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員

藤沢私立幼稚園協会から出てまいりました。この近所でむらおか幼稚園をやっております。そのほかに保育園も運営していますので、幼児、乳児について何かアドバイスができればと思っています。多分自分が一番勉強させていただくことになるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤委員

(株)ストーブカンパニー代表の齋藤と申します。市内でよつば保育園という小規模保育園を3園と、企業主導型保育事業を2園、認可保育園を1園やっております。民間の株式会社がやる保育園という立場からいろいろ勉強させていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○御室委員

御室と申します。社会福祉法人みそのです。聖園女学院のほうは皆さんご存じかもしれませんが、もともとの母体は、聖心の布教姉妹会というカトリックの修道会がしております法人でございます。全国に教育機関と福祉の事業を展開しております。

藤沢の地では女学院と幼稚園が2つ、同じ敷地内に児童養護施設106、赤ちゃんのベビーホームの経営が40で、シスターたち専用の高齢者の有料老人ホームが6月にオープンしたばかりです。私たちの法人がお役に立てるとすれば、児童養護施設で藤沢市のトワイライトステイ事業を受けておりますので、そちらのほうで何か意見が言えたらいいなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹村委員

藤沢商工会議所で専務理事をしております竹村と申します。ここには事業主を代表する者という位置づけで出席させていただいております。先日欠席をさせていただいたのですが、今期も副委員長ということで務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

商工会議所が何をやっているところか、余り皆さん方はわからないかなと思いますが、基本的には、地域の経済団体として中小・小規模の事業者の皆さんを支援していくという務めをしております。日本の企業の95%以上が中小・小規模事業者で成り立っていて、そこが元気にならないと日本の経済界は元気にならないと常々言われていまして、大きな企業さんは元気になっても、中小企業の皆さんはなかなか元気にならないので、商工会議所が頑張れということになると思います。

そのほか、地域の活性化とか地域のまちづくりに関しても商工会議所は取り組んでおります。市、県、国に対してまちづくり、経済界の活性化について意見、提言をしていくのも商工会議所の大事な仕事として法律の中で定められておりまして、そのような活動しております。身近で言えば、市民まつり等の事務局を基本的にやらせていただいて、地域の活性化にも努めさせていただいているところでございます。

この会議でどこまで参考になるというか、立場的にしっかりとしたご意見を申し上げられるかわかりませんが、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田部会長

最後になりましたが、湘南ケアアンドエデュケーション研究所所長の増田と申します。

東京家政大学を定年退職するまで、長年にわたって教育者養成にかかわってまいりました。今回の改定はもうバトンタッチをしたのですが、長い期間にわたって保育所保育指針、そしてまた幼保連携型認定こども園の最初の要領策定の国の委員として、あるいは保育士養成のカリキュラムの策定や、全国の保育士養成にかかわる方々の協会でも研究所の副所長をいたしました。教員の研修にも長い期間にわたってかかわってきております。

藤沢でのこの会は、今回からこのような形にさま変わりをいたしました。むしろ変わったことで、少人数で本当に皆様方と徹底して検討ができるのではないかと期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

名簿について1点おわびを申し上げます。この名簿は9名ということでおつくりをさせていただいていますが、9番目の市民公募委員の1つ上に「その他市長が認める者」という委員区分がありまして、社会福祉法人みその様より御室様が委員としてご出席いただいております。申しわけありませんでした。

## 2 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料1】

○事務局

資料1、これまでの藤沢市子ども・子育て支援事業計画等を含めた、国の法律に基づいたいろいろな施策、計画等々の振り返りをさせていただきます。

1つ目、次世代育成支援対策推進法は平成15年に施行され、これに基づく行動計画の策定が市町村に義務づけられたことが第一歩になります。藤沢市としては、平成16年に次世代育成支援行動計画の前期計画、平成22年に後期計画を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。子ども・子育て支援事業計画の前段の計画があったというお話です。

2つ目、子ども・若者育成支援推進法は平成21年にできた法律です。ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、子ども・若者を取り巻く環境の変化を受けて平成22年に施行されました。法の施行後、5年後の見直しを経て、平成28年に大綱が制定され、これに基づく計画の策定は努力義務とされました。それを受けまして、藤沢市としては、前段でご説明申し上げました次世代育成支援行動計画の別冊版として平成25年にふじさわ子ども・若者計画2014を策定しております。

3つ目、子ども・子育て支援法は、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みが構築されることとなり、子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て

て関連3法が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」という3本柱の支援新制度が27年に施行されました。その中で、市町村については計画策定が義務づけられましたので、平成27年に藤沢市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。これが毎年皆さんに全体会において進捗管理をお願いしているものになります。

藤沢市子ども・子育て支援事業計画は、前段でお話した次世代育成行動計画、ふじさわ子ども・若者計画2014を継承した形で、子ども・子育てから若者までの範囲を幅広く包含する計画でございます。

ここまでがこれまでの流れになりますけれども、ここで1点追加でお話をするのが、4つ目のマルの子どもの貧困対策の推進に関する法律です。「国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は先進国の中でも厳しく、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準であるなど、子どもたちの将来がその生まれ育った環境の事情等に左右されてしまうことが少なくないという状況にあります」ということで、こういった事情等を背景に、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、それを受けて平成26年に大綱が制定されております。

このような流れをくみまして、まず、藤沢市では実態を把握しようということで調査をかけましたのが、昨年秋の「子どもと子育て家庭の生活実態調査」です。

昨年秋、その調査を実施する前の段階で、平成29年度に子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行っております。その中で、子どもの貧困対策に関しては実施事業の体系化も行っております。

児童福祉法の一部を改正する法律は、すべての子どもが健全に育成されるよう平成28年に児童福祉法の理念が改正され、今回2つの計画を策定するに当たっては、この点を考慮していかなければいけないと本市としては考えておりますので、ここでも触れさせていただきます。

次に、もう1点踏まえなければいけない世界規模の取組として、SDGs、持続可能な開発目標です。平成27年9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、2030年を期限とする17の持続可能な開発のための目標が掲げられました。都道府県、市町村が計画を策定するに当たっては、この部分についても意識して策定しなさいというお達しが出されております。藤沢市としても今回ここを意識して策定するという考えでおりますので、簡単ではありますが、ご紹介をさせていただきました。

これまでの子ども・子育てや若者を取り巻く社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、恒久法である子ども・子育て支援法に基づき市町村の策定が義務づけられていますので、藤沢市では、第2期という形で子ども・子育て支援事業計画を策定する形になっております。また、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法、そして、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を一体的に推進するための実施計画として、これまで（仮称）「子どもの貧困対策実施計画」と呼んでおりましたけれども、今回、10時半からの部会で確認をさせていただきますが、名称を具体的にしていきたいという

ことで、今、(仮称)「藤沢市子ども共育計画」というものを、第2期とは別に策定していくということに触れております。

「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画(本計画)は、子ども・子育て支援法の第61条に基づいて、市町村計画としては義務の位置づけでありますので、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、そして「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るという3点を踏まえて策定することになります。

第2期支援事業計画を策定するに当たっては、地域福祉計画をはじめとした市内の各種計画と相互に関連を持たせる必要があると考えています。

現行計画が今年度いっぱい終わりますので、第2期支援事業計画は、来年度に当たる令和2年度から6年度までの5年間が計画期間になります。

「計画の対象」は、親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでのすべての子ども、若者、子育て家庭を対象とした計画にしていきたいと考えております。

「計画の将来像」としては、資料に記載のとおり、

「児童福祉法」では、すべての子どもは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神にのっとり、適切に養育され、健やかな成長、発達、自立等を保障される権利を持つ主体であると定められています。子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を等しく保障するという子どもの権利条約の精神を踏まえて、市町村は、子どもや子育て家庭を、身近な場所で支援する等の役割や責務があります。

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

事業計画の策定にあたっては、児童福祉法の基本理念や、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、次のとおり藤沢市の目指す将来像を掲げます。

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する  
子育てにやさしいまち

こうすることで、現行計画の目指す将来像をそのまま継承させていただく形を考えております。

それとともに、次の6、「計画推進のための基本的な視点」についても3点挙げておりますが、同じく現行計画の基本的な視点を継承させていただく形で考えております。

- 視点1 子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち
- 視点2 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち
- 視点3 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

これらを踏まえて策定したいと考えております。

<質疑応答>

○梶ヶ谷委員

今回、部会で分かれて話し合うということになりましたが、こちらの部会は主にどういう部分について話し合いを持つのかという質問です。今、全体的な話をしていただきましたが、4ページの表の第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中の、放課後児童クラブ整備計画、保育所整備計画、(仮称)藤沢市子ども共育計画の部分になるのでしょうか。

前回、1回目に出された資料の中で、今まではこうだったけれども、新しい計画ではこうなりますという位置づけの表があったと思うのですが、その表の中では、藤沢市子どもの貧困対策実施計画の中には、今までやってこられた次世代支援行動計画と子ども・若者計画、母子保健計画が統括されているというイメージで書かれている、私のイメージでは、このいろんな計画書の下に貧困対策が入ってくるのかなというイメージだったのですが、こういうふうにすみ分けがきっちりされているということは、実際には、整備計画と、その他の子ども・若者の細かい事業の部分に貧困対策が位置づけられているのかという部分を確認しないと、ここで何を話すかわからなくなってしまうと思いますので、その辺の考え方をお聞きします。

○事務局

今おっしゃられたように、現行の子ども・子育て支援事業計画は細かい事業も含めた事業計画になっています。子ども・子育て支援事業計画は法定計画になりますので、いわゆる理念的なところと、法で定められております教育・保育の地域子育て支援事業、13事業ございますが、その量の見込みとその確保策を載せて、第2期は理念ですとか、藤沢市の子ども・子育てに関する全体的な将来像といったものを載せていきたいと考えております。その他、ここにあります保育所整備計画、放課後児童クラブ整備計画には、それぞれの保育所や児童クラブをどう整備していくかというところを載せて、ここで言う藤沢市子ども共育計画につきましては、今まで載っていた細かい事業も含めて、全体の事業の実施計画という形にしたいと考えております。ここでは、基本となります、いわゆる法定事業、教育・保育の地域子育て事業について、細かい数字も含めたお話をさせていただければと思っております。

○増田部会長

共育計画というのは、こういった名称でやったらどうだろうかという提案ですね。2つの部会に分かれてそれぞれで検討はするのですが、常に全体会の中で相互の関係性を明らかにしながら、しっかりとつながりを持ってできるような仕組みをつくらないといけない。今までは総合的にということでしたが、本当に貧困等によって苦しんでいる子どもたちがたくさん存在するわけでして、そのことにある程度特化した形で検討することは大変重要なことである。しかし、全体との関係性の中でそれも成り立つということですので、そのあたりは、委員の中にも2つの部会に所属していただく委員もいらっしゃるし、それぞれに所属なさる方も全体会において共通認識ができるようにという考え方で事務局はよろしいですね。

○山下委員

ということは、今、委員が質問された、四角の中の仮称藤沢市云々と、児童クラブ整備計画、保育所整備計画は、今までの流れの中のほんの一部をここに載せたということですね。

○事務局

はい。今までも、保育所整備計画につきましては4つの地区に分けて、この事業計画で見込んだ量をもとに、どんな確保策をつくっていくかということをごちらに載せるという形になっておりますので、それは変わらないです。

○山下委員

それなら、本来であれば、この四角のところは、1ページの子ども・子育て支援法に基づく、質の高い云々と、量的拡大、地域における子どもという3本柱をここに載せるべきだったということになるのですか。そうではないのですか。

○事務局

ここに載っている3本柱を理念として、支援事業計画でどう実現していくかという形になっていくかと思うのですけれども、細かい事業をこういうふうに行ってまいりますというよりは、この計画を使ってこの3本柱を行っていくという形にしていくというふうを考えています。

○増田部会長

この四角のところは保育所整備計画というのがあるのですが、言うまでもなく就学前は保育所、幼稚園、そして認定こども園、また小規模保育所等々、実に多様な状況があって、これが平成27年以降の子ども・子育て支援政策の中での特徴でもあるわけですので、例えば、ここに保育所「等」を入れるとか、その辺はちょっと配慮をしておいたほうがいいのではないかと思います。もちろん、事務局としては全体的なことを意味して考えてはくださっているのですけれども、できるだけいろいろな資料で誤解が生じないようにするためにも、「等」というところでの多様性、それがなければ今のいろいろな状況を打破することはできない。特に藤沢市は、待機児童のことで全国的にもかなり有名になっている状況の中で、いろいろな園が果たしてくださっている役割が大きいということもありますので、そういったところも配慮しながら、この部会でしっかりともう一度検討するということがいかがでしょうか。

○山下委員

幼稚園の代表として、保育所の整備計画で待機児童解消というのであればまだいいのですけれども、保育所の整備計画に幼稚園の代表として何を意見すればいいのかというのは、ちょっと厳しい立場にあります。

○事務局

保育所の整備事業につきましては、あくまでもこちらの見込みをもとに事務局でこうしていきたいということです。

○増田部会長

先ほども申し上げましたように実に多様化しているわけですので、その多様化する状況が、

今のいろいろな子育てに対する支援のあり方として大変大きなものを求められている。多様化であるがゆえに、先ほどもご説明の中にありましたけれども、量の確保とともに質の確保という観点から言ったときに、さまざまな課題があるわけですね。藤沢市では最近ないからいいものの、ニュースではいろいろなことが報道されております。そういう点から幅広く捉えながら、このあたりは市民全体の支援を考えるという意味で少し考慮していただけるといいかと思います。

#### ○榊居委員

将来像のところ、まずはお子さんの権利を等しく認めると。今、いろいろなニーズに応えるということもあるわけですが、子育て支援のところ、入った施設で受ける保育の質に優劣があってはならないようにすることがとても大切だと私も思っています。

実際のところ、貧困ということ、現実には保育所の保育もこれからどんどん質を上げていかなければいけないし、私ども保育所としては、そういったものを引き下げるといった形の施策にならないように、いろんな施設に入ったお子さんが同じような環境で保育を受けられるように整えていくということ、まずは保育所の整備計画はできればそのまましていただきたい。教育施設や子どもを育てる施設は当然いろんなニーズに応じてそろえていくことが必要だと思いますし、それもまた子どもの権利だと思いますので、そういった計画は当然子ども・子育ての支援の中では必要だと思うのですが、保育所は、まちの子どもたちの権利の最後の砦という自負で自分たちはやっておりますので、保育所整備計画はそのままにしておいて、もう1つは、ここに書いてある共育などの計画の中での整備計画としていただきたいと思います。

#### ○増田部会長

先生のおっしゃることはわかるのですが、もちろん保育所の整備は今までより以上にいろいろなことを考えていくのですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、全国的に見たときにはかなりいろいろな違いがあって、例えば平成27年以降ほとんどが認定こども園化しているという地域もあるわけです。国が推進する幼保連携型認定こども園になるところもちろんありますが、特に幼稚園から移行する幼稚園型の認定こども園も含めて、実に多様です。

それから、こちらにも参加していただいております小規模保育等は、本当に3歳未満児のニーズの高さに応えてくださる存在です。そういうことを含めると、保育所はもちろんではありますけれども、「保育所等」という中にいろいろな要素を含めて、そして、決して今までのものを低下させるのではなくて、それぞれを充実していくという形をここで考えていったらいいのではないかなと考えております。

#### ○榊居委員

とてもわかりますし、その中に含めていただけるということならばそれでいいのですが、保育所の整備計画は1つの柱にしたい。それが子育て支援の中でほかのものとフラットになってしまうと、ともすれば質の低下を招くおそれがあるということです。

ちょっと話がずれますけれども、そもそも、我々がここで話し合うのに一番大事なことは、藤沢市のお子さんのためにつくるということ。今まで生活の実態調査というのはそのためにやってきたわけなので、全体の流れに倣ってとか、なぞらえてということではなくて、藤沢市の実態調査や地域の意見が一番大事にしなければいけないと思います。その実態調査の中では、やはり保育所が一番入れたいところとして出てきていると思いますので、そういったところは尊重していただければと思います。もちろん、幼稚園は子どもを預ける場所として、いわゆる養護の場所ということは十分承知していただいて、認可外といったところとできるだけ質を同じようにすることを考えると、保育所整備計画にして、その中にほかのところも入るといふふうにしたほうが、よりアンケート結果に寄り添うものになっていくと私は思います。

#### ○山下委員

うちは幼稚園をやっていますけれども、藤沢市内で認可保育園もやっているの、ちょっと柘居先生とは立場を異にする考え方を持っております。

ただ、子育てとか子育て支援を考えたときに、藤沢市の場合、幼保をやっている一番壁が高いというのはプライバシー保護のところ。いろいろな部分で情報がもうちょっとあれば、いろいろなところと連携ができて、親も子どもも助けていけるだろうと思う部分でも、「そこはプライバシー条例で」と言われて、一歩先に行けないのです。

うちはほかの市でもやっているの、そこではもう少し積極的に行政が入ってきていただいている。そうすると、例えば、気になるお子さんに対しての保育士の加配等がしやすくなって、保育士自体もゆとりができて、いろいろな対応が広がっていくのですけれども、藤沢市の場合ちょっとそこができない。恐らく自分が経験している市町村の中では、プライバシー保護の壁がちょっと高い。そこを含めて子育てとか子育て支援をしないと、親も相談しにくくなってくだろうという気はします。

先ほどありましたけれども、いろんな施設がいろんな子育て支援のためにやっているの、特にどこがいいということではないという気はしています。

#### ○増田部会長

基本に関する事で、とても大事な事だと思います。

先ほど事務局のほうで、前のものと共通して、子どもの最善の利益ということを大切にしていく。先ほど児童福祉法のご紹介もありましたけれども、児童福祉法が昭和22年にできて平成28年に改正され、今年度は児童に関する権利条約が国連で批准されて30年という記念すべきときであります。当然のことですけれども、まずは子どもの最善の利益ということをしつかりと藤沢市が押さえた上で、さまざまな場でどういう条件整備をしたらいいのか。

特に、居場所のことが調査で出ましたね。市民が居場所を求めている、その居場所は実に多様だと思います。保護者の方たち、子どもがそれぞれの立場で多様な場を求めていると思いますので、居場所ということにも視点を当てながら、包括的に、しかし、子どもの最善の利益ということは今まで以上に強調して提示すべきではないかと思っております。こういうことも含めてこれからも討論を深めていきたいと思っております。

○竹村委員

1つだけ、5ページのところです。これは私がよく理解していないということも含めて、確認という意味合いでの質問で、ご説明いただければと思います。

まず、5の「計画の将来像」で、こういった理由から第1期計画の目指す将来像を継承して「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する 子育てにやさしいまち」というのを将来像として掲げますということと、6の「計画推進のための基本的な視点」の視点1～3も1期目のものを継承するというご説明がありましたが、先ほどの説明のように、法律も含めてさまざまな状況が変わっている中で、第2期も、将来像と視点は変わらず、同じ目指すものとして掲げている。今、私が説明を聞いていても、子どもや若者を取り巻く環境がかなり大変だということで第2期の計画をつくるということですが、それがだめだと言っているのではなくて、継承するということが大丈夫でしょうか。

例えば、ぱっと見た感じですが、将来像が「子育てにやさしいまち」という表現になっています。今、子どもの貧困の問題も含めて、若者も自立していくのが大変で、「やさしい」という程度の取組のまちでいいのですか。

これはわざと半分刺激的に言っていますけれども、やさしいという程度の取組なのか。やさしいまちにしたいということだけでも、もっと強烈に取り組んでいかないといいというのが将来像にあらわれてもいいなと思いました。

将来像や視点はどこでどういうふうにして決まっていくのか。この部会の中では将来像や視点についての議論はせずに、市の方では、これを目指してやっていきましょう、委員の皆さんには議論をしてくださいという持っていき方でよろしいのか。

私の意見も含めてごちゃごちゃ言いましたけれども、どうなのでしょう。

○事務局

ここはあくまでも第2期ということで、事務局側のご提案になります。もし、もう少し強い言葉でということであれば、ちょっと考えさせていただきます。

○竹村委員

別に面倒くさくしたいわけじゃないのだけれども、いいのかなと思って。

○御室委員

私も同じ意見です。今までご説明いただいたところで、藤沢市としても反映させていかななくてはならないといった部分がありましたので、やはり新しいプランということで、キーワードでもいいし、何か新しく考え直すというのはいかがでしょうか。

○竹村委員

考え直すか、サブタイトルみたいなものでもいい。2期目に向かって新たな視点みたいなものがあったらいいというか、やる気が出るかなと思います。

○御室委員

ここに向けて計画を立てていくので、ここがポイントかなと私も思っています。変えたほうがいいという意見でございます。

○榊居委員

私もここは同じように感じています。特に私はアンケートをまずは尊重しましょうとい

うことを先ほど申し上げましたが、その中では、子どもの居場所だけではなくて、みんなの居場所をつくっていかうというところと、子ども一人一人が、「自分はここにいていいんだ」「このまちが安心していられる場所なんだ」という意味を含めての自己肯定感を持ってもらえるようにしなければいけないというのが計画の一番の眼目だと思います。今すぐに思いつかないのですが、そこをもっと表に出していきたいなと私も思います。

#### ○山下委員

第1期の方はこれを一生懸命やられて、それなりの成果があったと思います。やはり自分はこれを継続すべきだと思うけれども、委員がおっしゃるように、サブタイトルをつけて、今期からクローズアップするというものを何かつくったほうがいい。僕はサブタイトルをつくるという案に賛成です。

#### ○梶ヶ谷委員

私も同じ意見です。今回は多分貧困対策が大きな目玉で、あとは、いろいろな生活環境がある中で、誰しもが同じように教育や生活の保障が享受できるようにという部分が今回の計画の大きな柱になるのかなと思いますが、これではそれが感じられないとは思いますが。

#### ○齋藤委員

そもそも、「子育てにやさしいまち」というのがちょっとぴんときてないなというのがあって、より具体的なほうがいいのかとは思いますが。藤沢市は子育てにやさしいまちだというふうに雑誌などにいろいろ載っていたりするので、そうなのかなと何となく思っていたのですが、実際に保育園を運営していく中では、実はお母さん方の会話や愚痴の中では、そんなにやさしいというイメージがない。

今回、僕は初めてなので、具体的にこの会の中でどういったものを決めていくのか、この少ない回数の中で何を決めていくのかというのが正直まだぴんときていないところがあります。保育の質1つとっても物すごく課題も多いですし、やることはたくさんあると思うので、ちょっとピントが大き過ぎるのかなという感じはあります。

#### ○早田委員

私は今年から参加させていただいております。やさしいというのは、子どもや、子育て家庭の方に、藤沢市は「子育てにやさしいまち」ということですから、キーワードとして印象はすごくいいと思います。ただし、事業計画を立てるに当たりまして、これこれこういうことがあるのでやさしいまちですよということについて、サブタイトルを作りアピールできたほうがいいのか。私も初めてこれを読ませていただいて、ちょっと物足りなさを感じました。

#### ○増田部会長

やさしさは、実は人が生きていく上で一番の基本になるものですね。当たり前といえば当たり前だけれども、子どもにとって、そして子育てをする人にとって、また子どもの存在そのものが社会にとってとても必要な存在である。それは血縁関係を超えて重要な存在であるわけです。やさしさというのは計画には余りなじまない言葉ではあるわけですが、前期ができた当時、とても重要な要素であるという観点から、あえてやさしさということが出てきたと思うのです。

今ご意見がいろいろございましたように、大変大きな変化がある中で、ぱっと見たときに、藤沢市は何かやるぞ、変わるぞということが感じ取れるようなサブタイトルをつけることによって、継続性と新たな施策が目に見える形で市民の方々に伝わっていくのかもしれませんが、きょう、この会で決定というわけではございませんけれども、貴重なご意見をいただいて、これ以降、また参考にしながら最終的なことを決めていったらいいかと思えます。

特に、みそのは、本当に社会の中のいろいろな課題が集約されるような形で、日々のかかわりの中でのご苦労や、思っていらっしゃることがいろいろあると思うのですが、初回に言っておきたいことがあれば、どうぞ。

#### ○御室委員

初回というわけではないですが、特にみそののお子さんは、本当に背景が重たい子たちばかりです。私たちも子どもの権利は常に意識はしていますけれども、平等とか公平は理想ではありますが、現実的にはあり得ない。私たちも、その子にとって必要なものを与えていくという視点に変えてきていて、みんなが同じように公平にとか機会の平等というのではなくて、その子に何が必要なのかという個の視点を取り入れています。

保育園もさま変わりしていて、地域小規模の保育園で、どこにお迎えに行くかわからなくなるくらい、集団で1つのクラスを運営するのではなくて、5人、6人の小さな単位で子どもたちを見ているように、いろいろなものが変わっていています。みんな同じところをクリアしていかないと社会では生きていけないのかもしれないのですが、その子に必要なものが何なのか、そこを支援して行っていただきたいというのが1つです。

それから、親に育ててもらえない子とか、お家で育てられない子どもは、やはり必要とされていないという意識を持ちがちです。皆様はもうご存じでしょうけれども、貧困と言ったときに、お金だけではなくて、愛情、時間、その他すべての貧しさということを考えて計画を立てていただけたらと思います。お金は結構施設にあります。国からも援助をいただいておりますので。ただ、それ以外のものが圧倒的に足りないので、そこをお願いしたいと思います。

#### ○増田部会長

大変貴重なご意見だと思うのです。こういった、日々そうした子どもや、時に保護者の方、関係者と直接的にかかわりを持つ委員の立場から、ぜひ率直ないろいろなご意見をお出しいただければと思います。そういったことが底流にあってこそ市民全体の計画につながっていくのではないかと思います。皆様、ありがとうございました。

#### ○事務局

第1期の将来像を継続するだけでなく、もう少し力強いインパクトを持ったサブタイトルをということではありますけれども、中身に触れさせていただきたいと思えます。

7、「計画の骨格(案)」、こちらもあくまで案になってございますので、皆様から広くご意見を頂戴したいと考えております。

まず、第1章から第5章まで、大きく分けて5つの章立てを今回提案させていただきます。

第1章「計画策定にあたって」。前段でお話をさせていただきました計画策定の背景、関連する法律や国の動向や、この5年間子ども・子育てにかかわる環境の変化に触れさせていただきながら、計画の位置づけ、計画の期間、そして計画の対象を第1章で書いていくというイメージです。

続きまして、第2章「子ども・子育てに関わる概況」です。今回、量の見込みを立てていく中で、ニーズ調査を市民の方にご協力いただいておりますので、そのニーズ調査から見えてくる結果の概要ですとか、市のほうで日ごろ事業を行っている中での気づきの部分を第2章の中で実態としてご案内する形を考えております。

第3章の「計画の基本的な考え方」で、今いろいろご意見をいただいた部分について触れさせていただこうと考えております。

第4章には、子ども・子育て支援法に基づく法定計画で教育・保育提供区域の設定を行いながら、教育・保育の量の見込みと確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の具体的な数値の計画を入れていきたいと考えております。

最後の第5章は「計画の推進」として、推進体制や進捗管理、今後5年間の計画になりますので、年度ごとの点検・評価のやり方等を載せるという形を今考えております。

<質疑応答>

○山下委員

よく考えれば多分そういうことだろうとは思いますが、「すべての子ども」という表現と、「藤沢市の子ども」という表現がありますが、概況のところですから、調べれば藤沢市の子どもですけれども、対象となるすべての子どもというのは、藤沢市の子どもですか。それとも、もっと広いですか。例えば、市境なんかはちょっとわからない。それとも、藤沢市の子どものことを調べて、もう少し茅ヶ崎とか大和とか広げていって、近隣を広く考えていこうという意味なのか。

○事務局

ここで言う「すべての子ども」というのは、正直、住んでいるところによっていろいろ支援が変わってきてしまうところはあると思いますが、日本全国の子どものいうよりは、いろいろな環境にいる子どもという意味で使っています。

○山下委員

基本的には藤沢市内の子どもを対象にやっていきますけれども、少しぐらいのアバウトな部分の境界はありますよ、それよりも、縦のすべての子どもを対象にしましょうということですね。

○増田部会長

このことについては、今後いろいろなプロセスの中で、もしかしたらプラスしたりなど、いろいろなことがあるかと思えます。

○榊居委員

「子ども・子育てに関わる概況」のところは、今までの状況から始まるわけですがけれども、特に大きく変わるであろう要因として、この10月から教育・保育施設の無償化が始まりますね。ご存じのとおりだと思いますけれども、無償化はニーズの高まりのほうにバ

イアスがかかるのだらうと私は思っています。これから計画を立てるときに、見込みの中にどのくらい捉えていくのか、お尋ねしたいと思っております。

もう1つ、先ほどから何度も言っていますけれども、前回の実態調査の中で特徴的なこととして、小学校1、2年ぐらいから授業についていけない、勉強がわからない子が藤沢市はほかの自治体と比べて若干多いということが報告にあったと思います。そういうものを捉えたとしたら、報告で終わるのではなく、そういった地域の実態から、次にどんな計画を立てていくのかを考えるべきだと思います。どんな対策を立てるかということ、評価と課題のところと、できれば第4章にも入れてもらえたらと思います。

#### ○増田部会長

実態調査と無償化のことは、国の提示の仕方にもいろいろ課題があるので、多分行政側も全ての把握がなかなかしにくい。ですけれども、スタートすることはスタートいたしますので、このあたりも回を重ねる中で報告をいただきながら考えていきたいと思っております。

#### ○事務局

「計画の骨格（案）」の中の第4章、「教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」で、例えば、保育所や幼稚園が幾つ必要で、それに対してどれだけ市として体制を整えなければいけないのか。保育所、幼稚園だけではなくて、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ、児童クラブなどの子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を市町村で計画を立てるに当たっては、国のほうで出されている子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づいて計画を立てることになっております。

ただ、先ほどお話がありました無償化のことも含めて、今、国のほうでは基本指針の改定作業中で、今回、国から改正案が示されましたので、参考資料として配付させていただいております。恐らく8月中にはこの基本指針が固まってくると思っておりますので、これが固まり次第、第4章の需給計画に触れる際にはまた一緒にご案内をさせていただきますが、きょう一旦お配りした次第です。

放課後児童クラブももちろん需給計画を立てていかなければなりません。立てていくに当たって、新・放課後子ども総合プランという新しい考え方ができました。非常に申し上げにくいですが、学校をプラットフォームにしてという意識が前面に出た内容の制度になっておまして、市としてはそこをどこまで踏まえられるかというところです。ただ、国としてはそれを踏まえてつくりなさいということになっています。その資料の中に、新・放課後子ども総合プランの概要の一部の記載があると思います。

#### ○梶ヶ谷委員

これは去年の今ごろ出されたと思うのですが、5年間の子ども・子育て支援新制度があって、1年前倒しをして今年から5年間でやりなさいという計画だったと思うのですが、藤沢市の場合は、前倒しはなしで来年、令和2年度から5年間の計画を、この制度に合わせてつくっていくという考え方でよろしいのかということ。

それから、藤沢市の場合は、学校はかなり難しいと思います。そんな中で、市町村が計画書に取り組むべき必須の事項というのが何項目か入っていると思います。それを具体的

に今準備していかないと、来年4月から間に合わないものが幾つか出てきますので、それについても、自治体に取り組むべきものを新しく提示してもらって、それをどうしていくかということも考えていったほうが良いと思います。

○増田部会長

これまで以上にニーズも高まり、また内容についても、今のようにいろいろと変更しなければならないところがあるかと思しますので、これも今後この会で検討を進めていきたいと思います。

○山下委員

もう1ついいですか。1ページに、3つの柱を立てて「量の確保」などが書いてありますが、質の高いという部分が骨子の中に入っていないような気がするのですけれども、そこはどういうふうに捉えていますか。「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」とか。量のことは書いてあるけれども、質の高さを目指すみたいなものがない。意識してというか、言葉として触れていただきたい。

○増田部会長

文字として、言葉としてそれがない。先ほど私も申し上げましたように、量の確保はもちろん大事なのですが、質の確保。国もまた改めて保育のほうでも質ということを新たに提示していますし、これは幼保を問わずどこにおいても重要なところですので、言葉にしてそれを提示するということですね。

○榊居委員

すごく細かいことですが、これはどこかの文章なのか、もう決まっている文章なら教えていただきたいのですが、資料の「改正の内容」(1)の一番上の「・」の2行目、「放課後子供教室」の「子供」は、初めから漢字でしたか。

○事務局

文科省は漢字を使っているようです。

○榊居委員

文科省はこの字なのですね。失礼しました。

○事務局

全然別ですが、「子供の貧困対策大綱」も「供」が漢字で、省庁によって若干違ってきます。藤沢市では「供」はひらがなです。

○事務局

資料では、今後3月までの計画策定のスケジュールについて簡単に触れておりますが、部会や全体会の日程については、改めてご連絡申し上げます。

#### 4 閉会

○増田部会長

第1回は、本当に活発なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いろいろな課題が見えてきたと思います。直接お会いするのは少ない回数ではございますけれども、今、事務局からお伝えいたしましたように、いろいろな形で皆様方のご意見をいろいろお

聞きしながら進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上